

立川市学校給食用材料納入事業者指定申請要領（令和7・8年度）

（目的）

第1条 この要領は、立川市学校給食用材料調達事務要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づく令和7年度及び令和8年度分の食材料納入事業者の指定の申請（以下「指定申請」という。）について、必要事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱に定めるところによる。

（申請方法）

第3条 立川市学校給食用材料納入事業者指定申請書（第1号様式）（以下「指定申請書」という。）に、第9条各号に掲げる添付書類とともに、第7条に掲げる受付場所に各1部を提出すること。

2 提出書類は、指定申請書を一番上にして、添付書類の番号順に綴り、提出すること。

3 申請書の提出後、記載事項に変更等が生じた場合には、速やかに変更届書（第2号様式）を提出すること。

（申請資格）

第4条 指定申請ができるものは、個人もしくは都内及び近県（配送可能地域）に営業所がある法人とする。なお、配送可能地域とは、納品の過不足や異物混入が発生した時に給食提供に支障なく対応できる地域とする。

（受付期間）

第5条 受付期間は、令和7年1月7日（火）から令和7年1月31日（金）とする。ただし、土曜・日曜・祝日を除く。

2 上記期間を過ぎて受け付けた申請については、第10条に掲げる指定期間に関わらず、市が指定の決定をした日から令和9年3月31日までとする。

（受付時間）

第6条 受付時間は、午前9時から午後4時45分までとする。

（受付場所）

第7条 受付場所は、立川市学校給食西共同調理場とする。

住 所：立川市泉町1156番地の14

電話番号：042（529）3511

FAX番号：042（529）3516

（記入方法）

第8条 指定申請書は、次の各号に掲げる方法により記入すること。

- (1) 法人が指定申請を行う場合は、本社名義で記入すること。
- (2) 営業区分は、該当する番号を○印で囲むこと。
- (3) 開業年月日は、営業を開始した年月日を記入すること。
- (4) 組織及び資本金は、該当する番号を○印で囲むこと。また、資本金は、法人のみ記入すること。
- (5) 主な取扱い食品名及び流通経路等は、営業品目とその流通経路を記入すること。
- (6) 実務責任者は、市との連絡等の実務を担当する者を記入することとし、氏名には必ずふりがなを記入すること。また、電話番号・FAX番号・メールアドレスは、立川市教育委員会事務局教育部学校給食課から連絡をする場合の連絡先を記入し、担当部署が営業所等のときは、電話番号の上に営業所等の名称を記入すること。
- (7) 営業年数及び学校給食経験年数は、満年数を記入すること。
- (8) 従業員数は、申請時の数を記入すること。
- (9) 建物面積は、実面積を記入すること。
- (10) 配送能力については、配送車両をそれぞれ記入すること。
- (11) 設備については、主な機械・備品等を記入すること。
- (12) 購入先については、主な材料等の購入先を記入すること。
- (13) 納入実績については、令和5年度及び令和6年度の主な販売先を記入すること。

（添付書類）

第9条 指定申請書の添付書類として、次の各号に掲げる書類を提出すること。

- (1) 登記簿謄（抄）本の写し：取得後3ヶ月以内のもの。なお、個人の場合は住民票（個人番号、本籍、続柄不記載のもの）の写しを提出すること。
- (2) 営業許可書もしくは営業届出書（写し）：営業許可が必要ではない業種は、営業届出書（写し）を提出すること。ただし、食品衛生法第4条に規定する採取業のみに該当する場合は不要とする。
- (3) 印鑑証明書：取得後3ヶ月以内のもの。法人、個人とも提出すること。
- (4) 委任状（第3号様式）：入札、契約、請求並びに受領について、代表者の権限を委任すべく代理人を定めた場合のみ提出すること。

- (5) 使用印鑑届（第4号様式）：入札及び契約に、実印以外の印鑑を使用する場合のみ提出すること。
- (6) 納税証明書：国税（法人税・所得税・消費税）、地方税（事業税・法人都民税・法人市民税・市都民税）を提出すること。詳細は、別紙「納税証明書の提出について」を参照すること。
- (7) 食品衛生監視票：申請日以前12ヶ月以内のもの。ただし、青果業（米を含む）は提出を省略することができる。
- (8) 細菌検査書：申請日以前2ヶ月以内のもの。肉類、肉類加工品、魚介類、練り製品、パン、豆腐・油揚げ類、卵類、乳類、カット食材（野菜類・芋類・きのこ類）、調理加工食品類の焼売・餃子・春巻きを取り扱う事業者が提出すること。
- (9) 水質検査結果の写し：貯水槽、井戸水を使用している場合は提出すること。
- (10) 口座振替依頼書（第5号様式）：代金の振込先の金融機関名及び口座番号等を記入して提出すること。

（指定期間）

第10条 指定期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とする。

（供給単位）

第11条 市は、要綱第4条の規定に基づき見積合せを行うが、指定を受けた事業者が見積合せに参加するにあたっては、次の各号に掲げる需要量のうち、最低でも1つ以上を満たす供給が可能な食材料についてのみ、見積書等を提出すること。

- (1) 立川市学校給食西共同調理場分（1日あたり約6,000食）
- (2) 立川市学校給食東共同調理場・小学校分（1日あたり約4,000食）
- (3) 立川市学校給食東共同調理場・中学校分（1日あたり約4,500食）

2 市内産及び姉妹都市である長野県大町市産の生産物については、前項に掲げる需要量を満たす供給ができない場合であっても、日ごとに供給可能な数量を明記することにより、見積書を提出することができるものとする。

（選定基準）

第12条 市は、指定申請書及び添付資料により、次の各号に掲げる内容について審査し、指定申請の可否を決定するものとする。

- (1) 都内及び近県（配送可能地域）に営業所があること。
- (2) 経営規模

- ①常時営業が行われていること。
 - ②常時電話連絡がとれること。
 - ③工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有し、配送用自動車（冷凍及び冷蔵状態での運搬が必要な場合はその機能を有している自動車）を所有していること。
- (3) 信用状況
- ①営業状況、経営状態が共に良好であること。
 - ②学校給食の趣旨を理解し、協力的であること。
 - ③食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
 - ④引き続き2年以上その営業に従事していること。
 - ⑤納税義務が履行されていること。
- (4) 衛生状況
- ①製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備を完備していること。
- (5) 納入
- ①下記の時刻までに納入できること。
 - ア 当日使用分：午前6時から午前7時まで
 - イ 翌日使用分（前日納品）：午前10時から午前11時まで
 - ②市がアレルギー対応食を提供するにあたり、少量納品にも対応可能であること。

付 則

この要領は、令和7年1月7日から施行し、令和9年3月31日をもって廃止する。